

平成26年の区長・自治会長が決定しました

平成26年2月20日現在:敬称略

地区(自治会)	氏名	地区(自治会)	氏名	地区(自治会)	氏名	地区(自治会)	氏名
社1区	西山正則	沢部団地	高田勝生	やしろ台	小浪宣雄	貞守	松尾孝雄
社2区	白井政義	福吉	玉井義明	上鴨川	小薮義正	長井	安居正敏
社3区	久野幸夫	上田	黒田正治	下鴨川	西嶋孝夫	長谷	岸田敏明
社4区	三木秀文	大門	稲継俊文	平木	北山道德	黒石	鷹尾信章
社5区	松井敏	西古瀬	井上均	光明寺	芹生一二	永福台	楠元政信
ひろのが丘	◎佐々木正利	中古瀬	小林満男	上滝野	丸山良機	横谷	中上勉
藤田南	末永和明	東古瀬	内藤秀幸	下滝野	上月秀信	森	山本義信
嬉野台団地	小谷美都雄	屋度	服部康	新町	松井昭和	南山	仮屋昌晴
大学山国	島本好平	東実	小林利一郎	北野	本田泰弘	岡本	柴崎晃佳
山国	田中省次郎	畑	満田紀男	滝野団地	四宮正	岩屋	片山侯史
松尾	藤本頼次	廻測	赤坂誠亮	穂積	神戸浩夫	森尾	藤浦巧
出水	井上正雄	池之内	藤原彰	稲尾	尾崎健二	新定	石田和伸
田中	黒石剛史	湖翠苑	海堀行雄	曾我	竹内康隆	吉井	岸本俊郎
鳥居	潤井勇	上久米	長谷川良一	多井田	土江啓文	小沢	山本泰宏
貝原	吉田道憲	下久米	三村雅三	河高	小林喜代治	栄枝	南澤勇雄
野村	高橋修一	久米	安田誠	高岡	○深田壽嗣	厚利	吉田貞之
西垂水	藤本義輝	上三草	西山一彦	桜台	山下哲司	松沢	吉田芳博
窪田	西田徹夫	サンコーボラス三草	大東正明	天神	藤原利之	東垂水	古田猛志
家原	山本里志	下三草	樹梨林三	持鹿谷	稲富睦夫	大畑	土肥弘和
上中	依藤栄一	木梨	石井耕一	黒谷	烏田成典	蔵谷	出井長導
上中団地	熊橋朝美	藤田	藤原寿郎	古家	○藤本和之	薮	藤井政信
梶原	小田益三	山口	西山勝志	常田	岸本耕一	依藤野	岩崎一彦
梶原団地	春名明雄	馬瀬	金川清	秋津台	北野忠敬	嬉野東	立岡高昭
喜田	岸本寛	牧野	西山徳明	西戸	南一成		
沢部	井上悟己	吉馬	高瀬俊介	少分谷	新谷裕亮		

※氏名の太字表記は代表区長、◎印は区長会長、○印は区長会副会長です。

夕日ヶ丘公園パークゴルフ場の利用方法

使用時間	4月～9月	9時～18時
	10月～3月	9時～17時

※休日は月曜日および年末年始(12月27日～1月3日)
 ※公益活動団体登録制度を活用された場合は7時30分から使用できます。

使用時間	一般	300円
	中学生以下	150円

※1回の利用は2時間以内です。

使用の申込方法
 滝野総合公園体育館(スカイピア)事務所で使用申請書に記入していただき、所定の使用料をお支払いください。使用許可書とゼッケンをお渡しします。

利用上の注意
 プレー中はゼッケンを着用していただきます。
 ※利用者が25組を超える場合は、入場を制限することがあります。

その他
 公益活動団体登録制度を活用された場合は、事前予約や使用料の減免等の優遇が受けられます。



加東市体育施設条例の改正により、平成26年4月1日から夕日ヶ丘公園パークゴルフ場の利用方法が左記のように変わります。

夕日ヶ丘公園パークゴルフ場の利用方法が変わります

問い合わせ
 教育委員会生涯学習課(スカイピア)
 ☎48・2566

公益活動団体登録制度イメージ図(パークゴルフ場での一般使用・1人あたりの場合)

100%免除	50%減免	料金表表示額	300円
市民・市内在勤者・在学者の使用			
登録団体		未登録団体	
地区や、市内統括団体等	地域の団体や各種サークル等	団体登録をされていない市民の方の使用	
例: ・○○地区 ・市体育協会 ・市文化連盟 ・市老人クラブ連合会 ・市子ども会育成連絡協議会 ・市連合婦人会	例: ・地区老人クラブ ・地区子ども会 ・各種体育サークル		
事前の使用予約が可能		予約不可	



この制度を利用するには次の条件を満たすことが必要です。同じ趣味、同じ種目を愛する人同士が仲間として共に活動することは、明るく楽しいまちづくりにつながります。ぜひ団体登録をして優遇制度をご活用ください。

市の生涯学習施設には市民に優しい制度があります
 加東市の生涯学習施設の利用には市民の方を優遇する制度(公益活動団体登録制度)があります。スポーツの団体を作っても多くの市民と一緒に活動すれば、次年度までの優先的な使用予約や使用料の減免といった優遇措置が受けられます。

- 団体登録の条件**
- ① 団体の構成員が10人以上であること。
 - ② 団体の構成員の半数以上が加東市民または加東市内在勤者、在学者であること。
 - ③ 主な活動場所が加東市内であること。
 - ④ 会則(会員のルール)があり、代表者(市民に限る)および活動計画が定まっていること。
 - ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。
 ア 営利を目的とする事業またはそれに類する行為を行う団体
 イ 特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体の選挙に関し、特定の政党もしくは候補者を支持し、またはこれらに反する政治活動を行う団体
 エ 特定の宗教団体を支持し、もしくは支援し、またはこれに反する活動を行う団体
- 登録を受けようとする団体は、生涯学習課または滝野公民館、社公民館、東条公民館、滝野総合公園体育館まで申し込みください。

消費生活相談窓口からのお知らせ 消火器の悪質な販売にご注意!



自宅を訪ねてきた消防団を名乗る男性から「この地域のみなさんに消火器を設置してもらっています。1本1万5千円です。」と言われて代金を支払ったが、消火器を取りに行くとそのまま戻って来ないといった消火器の悪質訪問販売が増えています。その他にも「法律で消火器の設置が義務づけられています」「消防署(消防団)から依頼を受けて自治会を回っています」「この地域は申し合わせで消火器を置くことになっています」と言ってくるパターンがあります。

あたかも消防署の関係者が訪ねて来たり、消防署や消防団の依頼で来たかのように装ったりします。言葉巧みに消火器の販売や点検を行うように迫ってきますので、注意しましょう。

問い合わせ 加東市消費生活相談窓口(生活課内) ☎43-0502

消費者へのアドバイス

- ① もしもの時に備えて自主的に消火器を設置することは望ましいですが、一般家庭に設置の義務はありません。
- ② 公的機関が訪問販売で消火器を販売すること、また、業者等に消火器の販売や点検を委託することはありません。
- ③ 訪ねてきた人に身分証明書等の提示を求めましょう。
- ④ その場で契約せず、家族などに相談しましょう。
- ⑤ 訪問販売で購入した場合、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができます。

困ったときには、すぐに消費生活相談窓口にご相談ください。